

令和7年第2回八頭町議会定例会発議提案理由

◎発議第1号

八頭町人権を尊重するまちづくりに向けての決議案

平成17年3月31日3町合併により八頭町が誕生した。同時に「八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例」が施行され、その目的に沿って本町ではさまざまな事業を展開してきた。

平成30年には議員発議による条例の一部改正が行なわれ、目的に「インターネット上における人権侵害等の問題」が加えられた。また、人権教育も推進していくこととした。このことにより町民のさらなる人権侵害等に対する意識が高められた。

町は年間を通じ、講演会・研究集会の開催、講座の取り組み、各地区人権教育推進委員会の活動支援等、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを実施している。

一方で、令和5年7月に実施された「八頭町人権問題に関する町民意識調査報告書」において本町の人権行政の課題が指摘されている。

合併20年を迎えた今、第3次八頭町総合計画がスタートし、それに併せて「第2次八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」もスタートする。この節目の今、八頭町から部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする為、八頭町議会としてここに「八頭町人権を尊重するまちづくり」に向け決議するものである。

◎発議第2号

八頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部の改正について

この条例の一部改正は、

- ①健康保険証とマイナンバーカードの一体化に関連するもの
- ②刑法改正に伴い、条文中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。